

四万十福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、介護福祉士の仕事を志す学生に対し、豊かな情操と科学的知見を与え、ともに専門職に必要な知識と技術を授け、もって社会の発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、四万十福祉専門学校 介護福祉学科 と称する。

(位置)

第3条 本校は、高知県四万十市有岡字石場2252番1に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため教育活動等の状況について、自ら点検評価を行うものとする。

第2章 課程・学科・修業年限・定員・学期及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程・学科・修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
第1号養成施設昼間課程 介護福祉士養成専門課程	介護福祉学科 (2年課程)	2年	80名	160名	1学級40名 2学級

(学年・学期)

第6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

入所時期：4月1日

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 校長が必要と認めた場合は、前項の区分を変更することができる。

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 季節休業日（9週間）
 - 夏季休業日 5週間
 - 冬季休業日 2週間
 - 春季休業日 2週間

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認める場合は、臨時に休業を行い、また、休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程・単位計算方法・授業時間数・始終業・履修方法及び単位の認定

(教育課程)

第8条 本校の教育課程に係る授業科目、単位数（時間数）及び履修年次等は、別表1のとおりとする。

(単位計算方法)

第9条 本校の授業科目の単位計算方法は、以下のとおりとする。

- (1) 講義については、15～30時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15～30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習、実験、実技については、30～45時間をもって1単位とする。

(授業時間数・始終業)

第10条 本校の行う各科目の授業は90分を基本とし、これを2時間の授業と算定する。

始業時間は8時50分からとし、終業時間は16時10分とする。

実習は1日8時間を超えないものとする。

2 但し、必要により変更することがある。

(履修方法)

第11条 各科目の履修方法は本学則に定めるもののほか別に定める。

(単位の認定)

第12条 当該科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に満たない者については履修の認定をしない。

2 前項の単位認定の方法等について、必要な事項は別に定める。

3 試験の評価は、100点満点中60点以上をもって合格とする。

（既修得単位の認定）

第13条 本校へ入学する以前に社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づく学校又は養成施設において履修した科目については本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を履修した養成施設等のシラバス等により評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で本校における履修により修得したものとみなし、所定の単位を認定する。

2 前項以外の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校または他の資格に係る養成所等において履修した科目については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を履修した養成施設等のシラバス等により評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、養成施設指定規則別表第4の介護の領域に係る科目を除き、本校における履修により修得したものとみなし、所定の単位を認定する。

第4章 入学・休学・復学・退学・進級・卒業・在学期間・資格・称号の授与

（入学資格）

第14条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

（2）通常の課程により12年の学校教育を修了した者

（3）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

（4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（5）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号及び第4号の規定により文部科学大臣の指定した者

（6）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程）（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

2 外国人留学生においては、前項の他に次の各号のいずれかの能力を有する者とする。

（1）日本語能力試験（JLPT）N2レベル相当以上

（2）日本留学試験（EJU）「日本語」科目において、[読解]/[聴解・聴読解]の合計が200点以上

(3) J. TEST (実用日本語検定) A-D レベル 400 点以上

(転入学及び転学)

第15条 他の専門学校に1年以上在学し本校に転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 転学をしようとする者は、別に定める転学願にその理由を記載して、保証人と連署のうえ校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入学志願手続き・入学者の選考・入学許可)

第16条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第26条の入学検定料を添えて、指定期日までに校長宛出願しなければならない。

(2) 前号の手続きを終了した者に対して、別に定める入学者選考を行い合格者の決定をする。

(3) 合格者は、所定期日までに第26条に定める入学金等を納入し、保証人が連署した誓約書等を提出しなければならない。

(4) 前項の手続きを行った者に対して、入学を許可する。

(休学・復学)

第17条 病気その他やむを得ない事由によって、90日以上修学することができない場合には、その事由を記し、病気のときは別に診断書を添えて休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の休学期間は1年を超えることはできない。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は通算して2年を超えることはできない。

4 復学する場合には、復学願を提出して校長の許可を受けなければならない。

5 休学期間は在学期間に算入しない。

(退学)

第18条 退学又は転学をしようとする者は、その理由を記載して、保証人と連署のうえ校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(進級・卒業・在学期間)

第19条 各学年の進級は次の各号に掲げる事項のすべてに該当されたものについて校長が行う。

(1) 当該年次に履修すべき授業科目の単位をすべて修得すること

- (2) 授業料等の納入を完了していること
- 2 卒業の認定は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当されたものについて校長が行う。
 - (1) 第8条に定める教育課程の単位をすべて修得すること
 - (2) 授業料等の納入を完了していること
- 3 卒業を認定された者に卒業証書を授与する。
- 4 進級または卒業することができない者の在学期間は、修業年限に2を乗じた期間を超えることはできない。

(資格取得)

第20条 本校を卒業した者は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に定める「介護福祉士国家試験受験資格」が与えられる。

(称号の授与)

第21条 本校の卒業者に対し、その卒業者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的として、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）」により、「専門士」の称号が与えられる。

第5章 教職員

(教職員)

第22条 本校に次の教職員を置く。

部署	配置数
校長	1名
副校長	1名
教務主任	1名
専任教員	5名以上
講師（兼任教員）	8名以上
事務長	1名
事務職員	1名以上
校医	1名

- 2 校長は、所属教職員を指導監督し、校務全般を統括する。
- 3 副校長は、校長に事故があったとき等必要に応じて配置し、その職務を代行する。

第6章 会議

(会議)

第23条 学校の円滑な運営と教育内容の充実を図るため、学校運営会議等必要な会議を設ける。

2 前項の会議の種類、内容及び運営については別に定める。

第7章 健康管理

(健康管理)

第24条 本校に保健室を設置し、学生及び教職員の健康管理を行う。

2 健康診断は、年1回以上、別に定めるところにより実施する。

第8章 図書室

(図書室)

第25条 本校に図書室を設置し、学生及び教職員の利用に供し、専門職としての知識、技術、教養等の向上を図る。

2 図書室の管理運営については、別に定める。

第9章 入学検定料・入学金・授業料等納入金

(納入金)

第26条 入学検定料、入学金、授業料等の納入金は別表2のとおりとする。

(納入金の納期)

第27条 在学中は、出席の有無にかかわらず別表2による授業料等を納入しなければならない。

2 授業料等の納期は毎年、前期・後期の2回に分け、前期は3月31日、後期は9月30日までに納入しなければならない。

(授業料等の特例)

第28条 経済的理由により納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、授業料等の全部もしくは一部を免除し、または徴収を猶予することができる。

2 授業料等の免除については別に定める。

(特別な期の場合の授業料等)

第29条 留年、休学、停学、退学を命ぜられた場合においても、その事象の発生した日に属する期の授業料等は徴収する。

(返還)

第30条 第26条による納入金は、一旦納入した後には返還しないものとする。

2 授業料、実験実習費、施設維持費については納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合において、納入した者から返還の申し出があった場合は、第1項の規定にかかわらず、当該納入金を返還するものとする。

3 在学生在が納付金の納期以前に退学又は休学をした場合は、納入した者から返還の申し出があった場合は第1項の規定にかかわらず、当該納入金を返還するものとする。

第10章 賞罰

(褒賞)

第31条 校長は、成績優良にして他の模範となる者に対し褒賞することができる。

(懲戒)

第32条 校長は、教育上必要と認める者に対し懲戒することができる。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(5) 正当な理由がなく所定の納入金を期限内に納入しない者

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第33条 本校に寄宿舍を設置して遠隔地の学生の修学の利便を図り、生活と学習を充実させる。

2 寄宿舍の管理運営については別に定める。

第12章 防災

(防災)

第34条 火災等の災害を予防し、人命の安全と被害の防止につとめる。

2 防災については別に定める。

第13章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第35条 本校は個人情報の適正な取り扱いを確保するために、必要な措置を講じる。

2 個人情報の保護について必要な事項は別に定める。

第14章 施行細則

(施行細則)

第36条 この学則の施行に関し、必要な事項は施行細則として別に定める。

附 則

この学則は、令和7年4月1日より施行する。

別表1 カリキュラム

領 域	教育内容 (時間数)	科目名	単 位	時 間 数	必 修	選 択	配 当 学年	備考
人間と 社会	人間の尊厳と自立 (30)	人間の尊厳と自立	1	30	○		1	
	人間関係とコミュニ ケーション (60)	人間関係とコミュニ ケーションⅠ	1	30	○		1	
		人間関係とコミュニ ケーションⅡ	1	30	○		1	
	社会の理解 (60)	社会の理解Ⅰ	1	30	○		1	
		社会の理解Ⅱ	1	30	○		1	
	人間と社会に関す る選択科目 (90)	日本語Ⅰ	1	30		○	1	※5 科目中 3 科目選択
		日本語Ⅱ	1	30		○	2	
		アクティビティ演 習 (書道)	1	30		○	1	
		アクティビティ演 習 (音楽)	1	30		○	2	
		アクティビティ演 習 (美術)	1	30		○	1	
介護	介護の基本 (180)	介護の基本Ⅰ	2	60	○		1	
		介護の基本Ⅱ	2	60	○		2	
		介護の基本Ⅲ	2	60	○		2	
	コミュニケーション 技術 (60)	コミュニケーション 技術Ⅰ	1	30	○		1	
		コミュニケーション 技術Ⅱ	1	30	○		1	
	生活支援技術 (300)	生活支援技術 A (家政学)	1	30	○		1	
		生活支援技術 B (住環境)	1	30	○		1	
		生活支援技術 C (調理)	1	30	○		1	
		生活支援技術 D (被服)	1	30	○		1	

		生活支援技術 E (介護技術)	3	90	○		1	
		生活支援技術 F (聴覚・言語)	1	30	○		2	
		生活支援技術 G (リハビリテーション)	1	30	○		2	
		生活支援技術 H (障害別)	1	30	○		2	
	介護過程 (150)	介護過程 I	2	60	○		1	
		介護過程 II	1	30	○		1	
		介護過程 III	2	60	○		2	
	介護総合演習 (120)	介護総合演習 I	2	60	○		1	
		介護総合演習 II	2	60	○		2	
	介護実習 (450)	介護実習 I-1	1	45	○		1	
		介護実習 I-2	2	90	○		1	
		介護実習 I-3	2	90	○		1	
		介護実習 II-1	2	90	○		2	
		介護実習 II-2	3	135	○		2	
こころ とからだ のしくみ	こころとからだの しくみ (120)	こころとからだの しくみ I	1	30	○		1	
		こころとからだの しくみ II	1	30	○		1	
		こころとからだの しくみ III	1	30	○		2	
		こころとからだの しくみ IV	1	30	○		2	
	発達と老化の理解 (60)	発達と老化の理解 I	1	30	○		1	
		発達と老化の理解 II	1	30	○		2	
	認知症の理解 (60)	認知症の理解 I	1	30	○		1	
		認知症の理解 II	1	30	○		2	
	障害の理解 (60)	障害の理解 I	1	30	○		1	
		障害の理解 II	1	30	○		2	
医療的	医療的ケア (120)	医療的ケア I	2	60	○		2	

ケア		医療的ケアⅡ	2	60	○		2	
合 計			59	1920				

別表 2 納入金

区 分	金 額
入学検定料	20,000 円
入学金	150,000 円
授業料	700,000 円
施設維持費	50,000 円
実験実習費	100,000 円